

地方行政委員會議録第三十七号

昭和三十年七月九日(土曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 池田 清志君 理事 龜山 孝一君

理事 古井 喜賢君 理事 鈴木 直人君

理事 前尾 繁三郎君 理事 加賀田 進君

理事 門司 亮君

大崎 茂男君 渡海元三郎君

徳田與吉郎君 横井 太郎君

青木 正君 熊谷 憲一君

滝尾 弘吉君 山崎 巖君

吉田 重延君 川村 義彦君

北山 愛郎君 五島 虎雄君

坂本 泰良君 杉山元治郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尙登君

國務大臣 川島正次郎君

出席政府委員

自治政務次官 永田 亮一君

總理府事務官(自治行政部長) 後藤 博君

大蔵事務官(主計局長) 正示啓次郎君

大蔵事務官(理財局長) 阪田 泰二君

委員外の出席者

大蔵事務官 鶴山威一郎君

(主計官)

専門員 長橋 茂男君

七月八日

軽油自動車に対する自動車税すえ置
きに關する請願(相川勝六君紹介)

(第三六二二号)

同(高見三郎君紹介)(第三七〇六号)

同(下川儀太郎君紹介)(第三七〇七号)

同(小林鏡君紹介)(第三七〇八号)

同(西村直己君紹介)(第三七〇九号)

地方自治法の一部改正反對に關する
請願(山本猛夫君紹介)(第三六一三
号)

大規模償却資産に対する固定資産税
課税改正に關する請願外一件(牧野
良三君紹介)(第三六八九号)

同外一件(宇田耕一君紹介)(第三六
九〇号)

同外二件(平塚常次郎君紹介)(第三
六九一号)

同志實健次郎君紹介)(第三六九二
号)

同(世耕弘一君紹介)(第三六九三号)

同外一件(竹山祐太郎君紹介)(第三
六九四号)

同(石橋湛山君紹介)(第三六九五号)

地方自治法の一部改正反對に關する
請願(平田ヒデ君紹介)(第三六九六
号)

同(吉川兼光君紹介)(第三六九七号)

同外一件(柳田秀一君紹介)(第三六
九八号)

同外七件(古井喜賢君紹介)(第三六
九九号)

同(小枝一雄君紹介)(第三七〇〇号)

同外一件(今松治郎君紹介)(第三七
〇一号)

同(山本猛夫君紹介)(第三七〇二号)

同外三件(八田貞義君紹介)(第三七
〇三号)

同外二件(松井政吉君紹介)(第三七
〇四号)

同(山下春江君紹介)(第三七〇五号)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方道路法と税法案(内閣提出第三
二二号)

地方交付税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第八〇号)

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出第八四号)

地方交付税法の一部を改正する法律
案(加賀田進君外十名提出、衆法第
八号)

地方財政再建促進特別措置法案(内
閣提出第一一五号)

○大矢委員長 これより會議を開きま
す。

昨日に引き続き内閣提出にかかる地
方道路法と税法案、地方交付税法の一
部を改正する法律案、地方税法の一部
を改正する法律案、地方財政再建促進
特別措置法案、及び議員提出による地
方交付税法の一部を改正する法律案以
上五案を一括議題として質疑を続行い
たします。質疑の通告がございまする
からこれを許します。北山愛郎君。

○北山委員 川島長官にお伺いします
が、この前補助金等の予算執行の適正
化に關する法律につきましてお伺いを
したわけですが、あの當時の話では、政
府は關議である法案は保留ということ
で出さないことになっておったようで
ございますが、その後また關議でもつ
て出すということになりますか、大臣も
これに御賛成のようでございますが、

なおその後の経過につきましてお伺い
をいたしたいと思ひます。

○川島國務大臣 先般の關議で一応保
留という形になったのでありまするが、
その後各方面から強い要望があり
まして、ことに參議院の決算委員会に
おきましては昨日もつと強化した案
を出せというふうな全会一致の御議論
もありまして、そうした動向にもかん
がみまして、前回關議になりました案
を多少修正をして提案いたしました案
ないかというふうな議論が閣内にある
わけでありまして、まだ決定はいたし
ておりませんけれども、今日はそん
う段階にあります。

○北山委員 そうしますと、まだ正式
に提案をするということには決定をし
ておられないということでございます
か。大体見通しとしては、やはりこの
国会に提案をされるところをよろし
うございませうか。

○川島國務大臣 閣内の意見はまだ一
致しておりませんから結論的には申し
上げられないのでございませうけれど
も、あるいは提案するようになるかも
しれません。

○北山委員 その一部修正されました
案の内容についてはまだ承知しており
ませんが、その適正化の対象になりま
す補助金、あるいは負担金、あるいは利
子補給というふうなものはいわゆる地
方公共団体に対する補助金や負担金の
みならず、一般の民間の企業、団体等
に対する今も当然含まれると考へます

が、その法律の内容としては、たとえ
は造船の利子補給というふうなものも
当然対象になると考へてよろしゅうござ
いませうか。

○川島國務大臣 全部の補助金に対す
る規制の法律でございます。

○北山委員 そうしますとこの法律が
施行されますと、昨年度に問題に
なつた造船の利子補給、この融資に伴う
利子補給そのものが適正なりやいなや
という点について、この法律の対象
として直ちに取上げられる、たとえ
ば融資の目的である船舶の建造以外の
経費——運転資金に使つたり、リベ
ーに使つたりするようなものについて
は、やはり利子補給の対象となる融資
の不当な流用である、こういうふうに
考へられますから、当然その法律の対
象になると考へてよろしゅうございま
すか。

○正示政府委員 お答え申し上げます
す。補助金等の予算執行の適正化に關
する法律でございますが、これは補助
金の定義をきわめて広くいたしてあり
まして、これはもちろん今後關議にお
いて正式にきまされるわけでございます。
大体の觀念をいたしましては、補助金
の範圍を、いわゆる補助金と、それか
ら負担金、利子補給金その他相當の反
對給付を受けない給付金であつて、政
令の定むるもの、こういうふうなカテ
グリーを全部包括しておりますので、
ただいま北山委員御指摘のような点は
包括されるものと考へております。な
おその場合に、利子補給等について不

当不正の事実があつた場合にこの法律によつていろいろと規制を受けることになるかという御質疑でございますが、これはまだ最終的には先ほど申し上げましたようにどういふ形になるかは未定でございます。範圍としてはそういうものを包括いたしますので、当然この問題にも関連してくるものといふふうに一応考えております。しかしこれはどこまでも最終的な決定は閣議のレベルにおいておきめいただくことでありますので、ただいま一応事務的に立案いたしました過程を申し上げたわけでありませう。

○北山委員 提案をなさつてから審議をするのが当然だろうと思つたのですが、反対給付を受けないで何らかの形で利益を与えるものも含むとするならば、国税あるいは地方税の減免の措置を受けているような団体なり企業なり、そういうものもやはり当然対象に入るべきものではないか、その法律の中で措置するのは技術的にどうかかわりませんが、つり合ひから考えるならば、当然そういうような措置が必要ではないか、こういうふうにか考へるのではありません。たとえばこの委員会ですんだつてお伺いしました電力会社の場合、福島県庁は建築資金として東北電力並びに東京電力から一億円以上の寄付金をもらつておるわけでありませう。ところがそういうふうな会社に対しては、電力料金をなるべく上げないといふ建前からいたしまして、税金の上では法人税についても、あるいは固定資産税についても税の軽減の措置を講じている。ところが軽減の措置を講じているにもかかわらず、その経理がもしもそのようにならざるやうな方面に会社の金

を出すとしようとなることがあれば、これはその恩典に対してその目的に沿わないような結果になるのでありますから、やはりこの補助金の適正化に関する法律と同じような趣旨でもつて、何らかの規制を必要とするんじゃないか。こういうような法律を出すならば、そういうような法律も出さなければならぬじゃないかと思つたのですが、これについては自治庁長官あるいは大蔵大臣はどのようにお考えでございますか。

○川島國務大臣 ただいま政府で準備いたしました補助金の規制に関する法律が適用されないことは言うまでもないのであります。同じような関係におきまして、別途法律を考慮したらどうかという北山さんの御議論だと思つたのであります。その点につきましては、まだ考へておらぬのであります。御議論としては拝聴いたしておきます。

○北山委員 議論ではありますけれども、しかしもしも政府がこの補助金の執行の適正化に関する法律のような趣旨の考へ方でもつてやろうというならば、やはり税金の減免を受けているような企業団体等についても、やはり同じような規制の措置を講ずべきではないか。政府が補助金その他利子補給等についてそういう措置をとるならば、同様に一つの税の軽減措置をとつたものについても、これを対象として何らかの手段を講ずるのは条理上当然だと思つて、それを当然だと考へるかどうかについて、長官の御見解を承わりたい。

○川島國務大臣 北山さんの御意見はまことにごもっともだと思つたのであります。従いまして御意見をよく尊重いたしまして考へてみたい、こういう気持ちで前回答弁をいたしましたのであります。

○北山委員 この問題は、もし法案が出ました場合には、地方公共団体にも非常に関係のある問題でございますし、従つて当委員会としても、その審議については十分な関心を持つてゐるわけでありませうから、おそらく法案は大蔵委員会にかかると思いますが、出ました場合には一つ連合審査の措置をおとり下さるやうに、委員長にお取り計らいをお願い申し上げます。

それからのうの続きであります。大蔵大臣がおいでにならない前に、災害についての融資の問題をお聞きしたのであります。今回北海道あるいは東北等に水害が起りまして、一部の県あるいは北海道の方からは、つなぎ融資の申請が出てゐるはずでございます。従来の災害の場合におきましても同様の措置がとられておりますから、そのような申請が出ております。なお、せんだつての本会議においても、建設大臣から明瞭に、つなぎ融資の措置については大蔵大臣と一緒に考へたいという答弁がございました。また大蔵大臣からも、すみやかな融資の措置を講じたいという答弁があつたわけでありませう。従つてそのお考えがどういふふうな具体化をされておりますか、大蔵大臣からお答えをお願いいたします。

○一萬田國務大臣 申請がおりますれば、事務の性質から見まして迅速に処理するがよいということをお私指令しております。申請がございましたならばその方針で迅速に査定もし、金も出るやうにいたしておると考へております。

○北山委員 きのうの自治庁の方のお話であります。山形県の方からすでに申請が出てゐるというふうな話がありましたが、大蔵省に対してはまだどの県からも申請が出ておりませんか。

○一萬田國務大臣 そういう詳しい連絡関係は、政府委員から答弁いたさせます。

○正示政府委員 お答え申し上げます。昨日北山委員から御質問がございましたので、直ちに理財局の方へ連絡いたしました。本日すぐ参るはずでございますが、ちよつとおくれておりますから、私からかわつてお答え申し上げます。山形県の方からは、自治庁からお答えがございましたように、一応申請があつたというのを自治庁から御連絡を受けておるわけでございますが、御承知のように、大蔵省は各地に財務局、財務部を持つておりますので、この系統を通じて至急にそれぞれの県当局と御連絡をとりまして、つなぎ資金の所要額の資料を収集してあります。なおこれは相当前に手配をいたしておりますので、間もなくそれらの資料は集まるものと考へておりますから、一応その点をお答え申し上げます。詳しいことはあとで理財局の者が参りましてお答え申し上げます。

○北山委員 そういたしますと、今回の災害あるいは今後生ずるであろう災害については、やはり従来と同様にすみやかな融資の措置を講ずる必要があるにございませう。なるべく早く検討されまして、何しろ地方財政には余裕がございせんから、災害の手当を自分の力でやるといふ自力がなないのでありますから、この点については少

くとも政府としては積極的な援助の手を差し伸べていただくやうにお願いいたします。

それからこの前の委員会に鳩山総理においでを願つて、地方財政の問題で非常に短い時間に御質問をいたしましたわけでございます。ところがその際に私が聞きしたうちに、地方団体の今年度の元利償還が非常に多いのでございませう。五百十億という膨大な地方債の元利償還を地方団体は今年やらなければならない。これについてこれを猶予をする、あるいは元利の償還を繰り延べるといふ措置がとれないものかどうか。これをその際鳩山総理にお伺いしたのには、日本銀行が融資をしておりませう。鉄鋼業者に対する貸金について、たしかことしの一月ころに日銀はこの償還を猶予した。こういう措置を政府機関である日本銀行がとつたはずであります。それから造船融資等についても、すでに造船融資等については支払いの猶予をしてゐる。これは政府それ自体ではございませうが、開港銀行も日本銀行も政府の機関であります。その政府の金融機関を通じて民間の鉄鋼業者あるいは石炭業者に対しては、そういう資金の支払いの猶予の措置を講じておる。しからば政府と一体の地方公共団体の元利償還等につきましては、これと同様に、あるいはそれ以上に考へてやるべきではないか、こういう趣旨から実はお伺いしたのでございませう。ところが鳩山さんは、その点については大蔵大臣から一つ答弁をさせますというお答えでございませう。きよ一つ大蔵大臣から、なぜ一体民間のそういうような企業に対してはいろいろな低利の金を貸し、かつその支払

いを猶予するような便宜措置を講ずることができるとは、地方団体に對してはそれができないのか、一つお答えを願いたいと思います。

○一萬田國務大臣 地方団体に對する地方債その他、借入金もありましようが、そういうものの元利について償還を延ばすとかいうことは、これは簡単に首肯できない、またやるべきことが正しいとも思っておりません。これはやはり地方公共団体の財政の再建という全体、あるいはまた地方公共団体をどういうふうにして財政的見地から再建していくか、こういう基本的なものはつきりしたときに、必要があれば考へるべきで、ただ償還能力がないから、すぐにたな上げするといふ行き方は、賛成をいたしかねるわけでありまう。民間等においての政府からの貸付金において償還を延ばしたということもありまう。これは事実上払えないといふことにあります。またそういうことを計画的に認めておる場合は必ず整理計画を立てさせ、それに基いて会社等は整理をしていく、こういう過程において初めて考へられる、かように考へておるわけでありまう。何としても地方公共団体のことは、私は今財政上非常に困っていることは十分承知しております。どういふふうにして立て直していくかといふ一環として場合によつては考へ得るかもしれないと考へておられます。なおまた預金部等の資源関係からいたしましても、やはり次々上からも、そう簡単に償還を中絶あるいは延ばすといふことはできないことも御了承をいただきたいと思つております。

○北山委員 どうもはつきりしません、例の造船問題などについては開発銀行での金利を三分五厘、そしてこれに相当融資を延ばしている。また石炭についてもそういうふうな措置をとつて、しかもさかのぼつて金利を上げてやることも、今までしてやつたこともございませう。それから鉄鋼についても確かに日本銀行はそういうことをやつておる。そういうことが事業については行われて、しかもそれらの事業を見るに、景気のいいときにはほとんど配当も多くなる。石炭業だつて今は非常に不景氣で困つておられますが、景気のいいときにははずいぶんたいくもしたはずなんです。そういうときにははつきりなつておいて、そして景氣が悪くなつて困つてくると、やはり政府の方ですぐにめんどうを見るというふうな措置をおとりになつておる。私はこういう重要産業、民間の産業と地方公共団体とを同一に考へたいと思つておる。むしろ地方公共団体は政府と一体なんです。石炭業とかそういうものは性質上また連うのです。大部分は国がやるべき仕事をやらしておる。半分以上は補助事業なんです。地方団体がやる仕事のうちで四八%というものは補助に伴つておる仕事なんです。鳩山内閣が天下に公約したいろいろな政策を實際にやつておるのは地方公共団体なんです。そして政府がそれに補助金を出してやらしている。ですから鉄鋼だとか石炭だとかいうそういう事業とは根本的に違ふ、政府の一部なんです。親子の関係なんです。ところが子供の方にはむしろ年々の地方債はその比率から

いつも減らしておるのです。資金運用部の金、預金部の金を地方団体に一番多いときには九十何パーセントまで地方債に回したはずなんです。ところが最近では四三%くらいです。最近はどうも下げていつて、そして郵便貯金の金ですらもうそういう産業、大企業の方へ回しているのです。それだけの金は要らないかといふとそうじゃなく、地方団体に對しては八分何厘とか九分とかいうような高い地方銀行の金を借りるやうに公算債のワケはほとんど広げていくでせう。だからどうしても私は今の政府あるいは今までのやり方というのは、地方団体よりも石炭や鉄鋼や造船や、そういう会社の方がかわいくてならないといふような政策としか見えない。従つてその借金の利子等の支払いの猶予にしても、金利にしても、これを比べてみるならばそういう大産業に對してはあらゆる保護を加えておる、税金も負けてやつていく。安い金を貸してやつて、その金の支払いの期限も延ばしてやつておる。しかも地方団体に對してはそれと反比例でこれをいじめて、圧縮しようとしておる。こういうような政策が今行われつつあるのです。またそれが地方財政を苦しめる一つの原因になつておる。だから私は、もしもそのような企業について少くとも支払いの猶予の措置がほとんどないやうな政府機関を通じておることができれば、地方団体についてもことしの元利償還について、その支払いを一年くらい延期する措置はできんかと思つておる。それをやるかどうか検討してみようかあるかどうか、一つ大蔵大臣からお伺いします。

○一萬田國務大臣 非常にごもつとも御意見と思つたのでありますが、しかし事業の資金と財政の關係は、財政の方からいけば常にそれは中央、地方を通じて恒久的な事業の方はやはり好況の波がありまして、どうしても償還等において余儀なく返済ができないうことがあり得るのであります。財政については私は常に平均収支が償つていく、こういうふうにあるべき姿と考へておりますが、政府の資金を特に大企業に回して地方団体に回さぬ、そういう考へは私としては持つておりません。最近そういう点について、たとへば地方団体等において資金運用部資金と市中銀行からの借入金との割合がどういふふうになつておるか調べてみました。お説のように近來は市中銀行からの借入れは、これは地方財政が膨張した自然の結果もありまうが、借入れがふえていくことも言えるし、地方債を含めて市中銀行に依存している度合いがだんだん幅が広がつていくのもよくわかりまう。それでこれは財政資金の方から金を少し出すようにして、市中銀行から借りる重荷を軽くしてあげよう、こういうふうな考へも持つておりました。最近預金部資金からも相当金が出るようにしておられます。先ほどの今すぐ政府から出せる金の金利をどうする、こういうことは、それだけ考へておられます。地方財政の再建に考へておられます。地方財政の再建についてはしよせん根本的な計画をして、その計画のときにまたいろいろ考へて、財源の問題もあるので、単にそういうふうな赤字のたな上げをするとか、金利をどうするといふ以外に、地方財政を健全化する上において必要な

措置は多々あるように思ひます。原因をよくつきつめてその際に考へていきたい、かように思つておられます。

○北山委員 どうもはつきりしません。再建の計画は多々あると言われるのですが、とにかく現実に今政府が出してきた再建計画といふものは、今度の再建促進法しかない。これは御承知のように二百億の再建債を許すといふこと、しかもこれは非常な苛酷な条件で許すといふこと、そのうち政府資金はたつた五十億、そして地方銀行の短期融資を長期に振りかえる、これに對して二分の利子補給をする七千五百万円の融資を計上しておるにすぎない。一方では造船融資の利子補給は三十五億、これを年々加えていくとずいぶん膨大なものになるでせう。開発銀行を通ずる利子補給を合せますと三百九十億くらいになるはずである。それは造船も大事でございませうが、そういうことができれば、なぜ地方団体に對して七千五百万円なんといふうなけくさいことでなくて、もう少し政府としては國の方の再建計画を立てただけでないか。今度の再建計画といふのは地方団体にださせる再建計画なんです。それが先般来私が申し上げたにしても、九百億以上、約一千億の圧縮をそのためにやらなければならぬ。地方団体は苦しいから、腹が減つておるから仕方がないから二百億という毒まんじゅうを食はされる、こういうことなんです。こういうふうなことを今申し上げたやうな船会社や、あるいは石炭会社や、あるいは鉄鋼会社に對するやり方と比較してみると、私はその差がまことになほだしいと思

たところはそれしかわれわれには考えられない。もつと合理的な、そして少くとも地方団体の仕事の円滑な運営が確保されるような一つの方策などというものはないようです。無定見なんです。ただ総合的という言葉だけであつて、具体的な政策は何もないと言わざるを得ないのですが、それでもいいのですか。

○川島国務大臣 再建団体、赤字団体等におきまして長期の再建計画を立てた場合に、給与のあり方がどうあるか、また単独事業にしましても、公共事業にしましても、国から見た場合に、地方の文化の向上のために必要の点があるのじゃないかというよりな点をいろいろ勘案してやるのでありまして、それを私が総合的だと申し上げるものであります。ただ給与をどうするとか、あるいは事業をどうするか、こういうことを取り上げて申し上げることはできない。今そういう段階ではないのであります。そういうことを私は申し上げておるわけです。

○北山委員 そういふことを一昨年あたりから時の政府は常々言つてきて、そうして何も具体的な対策を立てないから、事柄がただ深刻になつていくだけなんです。二百億の赤字債が一つの対策だと言ひかもしませんが、これは現実にはそれほどの効果がない。というの、その金をすでに地方団体は地方の金融機関から借りておるのです。ただ短期で借りていて三月くらいでころばしていかなければならぬ、それが苦しいからこれを長期にしてやろうというのです。ただそれだけのことで、もうすでに借金をしている金を長期に振りかえるだけのことで、プ

ラスにも何にもならない。マイナス分だけ残るのです。その短期の借金を長期に振りかえてやるという条件で、そこで政府は締めつけていくという。ここからくりがあるのです。私が毒まんじゅうだとあえて申し上げるのはそれなんです。そんなことでは、地方財政が破綻するばかりでなく、地方の行政機能というものが破壊される。従つて鳩山内閣がいかに美しい施策を掲げておつても、それは実行不可能になる、こういうふうに私は心配するものですからこのことをよく申し上げるのです。ところが、どうも政府ではその具体的な対策がないようです。ただ抽象的なことだけを言つていくにすぎないのですが、非常に残念です。この際に一つ大蔵大臣にお伺ひしておきますが、どうも大蔵省方面では地方団体について道楽むすこぐらいな考え方が持たないのじゃないかというふうな印象を受けるわけです。今までの施策についてもそうです。自治庁はある程度は地方財政のことはわかつているものですが、いろいろ予算折衝はするが、それが大蔵省によつてずたずたに切られてしまふ。そうして本年のような無理な地方財政計画になり交付税になつてしまふわけ。こういうふうな無理解なことをやつておる一つの例として申し上げるのですが、それなら大蔵省はりっぱなことをやつておるかというところ、それは言えない。先ほど大企業に対する擁護のことを言ひましたが、火災保険事業は大蔵大臣の監督であります。ところが火災保険の事業は御承知の通り保険料の約半分というものを募集経費だとかそういうものに使つておるでしよう。地方団体だったらそんなむ

だ金は使ひませんよ。それはあなた監督下にある火災保険会社なんです。火災保険事業というものは保険料の四八分を募集経費その他に使つておるのです。火災保険というものは何物を生産する企業ではございません。金を扱つたり書類を扱つていけばいいのです。それが半分くらいは事務費を使ひ事業費を使つておる。その状態を監督官庁である大蔵大臣はこれを容認しているのです。いわば保険料をそれだけ高くしている。高い保険料を認めておる。そしてこれ以上安全に金がもうかる商売はないのです。保険料は独占禁止からのがれている上に、大蔵大臣がきめて認可する。そして十分なものも出るし、それから積立金も出る。どんだん保険会社が肥つてどんだんビルディングが建つていくでしよう。ところがその火災保険会社が金をもうける際には、地方公共団体が消防をやつて一生懸命になつて火を消している。火を消せば消すほど火災保険会社がもうかる。だから東京都では昭和二十五年に会社を計画したのですが、時の大蔵大臣がこれを認可しなかつたのです。しかし東京都が考へるのは無理はない。東京都内で年々扱う火災保険の料金は三十五億円だそう。ところが保険金として払う分は六億ないし七億です。あとは経費ともうけに使つておるのです。ですから東京都では、消防費に三十億以上も使つておるのにはばかばかしいというところになった。一生懸命になつて何十億かの金を出して消防に努力すればするほど、保険会社がそれよりポロポロうけをする。しかもそれは保全経済会みたいな勝手にやつておるのじゃなくて、大蔵大臣がちゃんと

料金をきめて、そういうようなポロポロうけをしておる保険事業を認めておる。しかも今度政府は住宅公団に対して火災保険の資金を九分くらいは利子で借りておる。この火災保険会社の資金というものは、今申し上げたように資金コストといふものはない金なんです。資金コストのない金を九分も出し借りておる。まことにお人よしだと言わざるを得ない。消防は地方公共団体の仕事で、地方の市町村はこのために非常に苦しんで、おそらく何百億という金を使つておるのです。二百万人以上の消防団員が日夜働いておる。その結果火災保険会社がもうかる。その事態を大蔵大臣が認めておる。これでいいのですか。こういうふうな公共的な事業に苦勞しておる地方団体に対して、ほんとうに大蔵省が熱意を示さなければ、地方財政にほんとうに愛情をもつて当たらなかつたならば、火災保険は地方団体の連合体なんかの公營にしてしまふという議論が出るのは当然です。私の意見が間違つておるかどうか、大蔵大臣のお考えを聞きたい。

○一萬田国務大臣 まず大蔵省が地方公共団体を何か道楽むすこぐらいに考へておるというふうなことは絶対にないものであります。ただ地方公共団体が今日財政的に非常に憂慮すべき状況にあるといふことを十分認識いたしておるものであります。たださうであるから、地方の公共団体の財政の憂慮すべき状態がどうして起つたかといふことを十分突き詰めていかなければならぬ。ただ子供の——子供といふとまた悪いかもしれぬが、言ひかたをただ聞けばそれですべてがよくなるというものでないものでありまして、病氣ならば病氣を

治してやる。体内に毒があれば毒を出して、さうして榮養をやらぬと、毒の方がいたずらにふくれていくという事態がやはり考えられるのであります。その毒というのは、結局地方公共団体の財政を困難ならしめているものもろゝの原因、それはだれに責任がありましようとも——これはむろんその点も考えなければいかぬが、そこをお互いに協力して除去していく。それが従来はともかくあまりうまくいかなかつたと見えて、財政が非常に憂慮すべき状況が累加されてきたのであります。今後におきましては、今度の再建整備法が実施されてくれば再建整備計画を立てなければならぬ。その過程において今後除去してはならない要因が除去されていくようにする、そこでまたさういふことと同時に、国としてもいろいろ地方公共団体について考へていく、こういう考へ方であるのでございませう。三十一年度の予算につきましても中央だけが健全な理由という理由がごうもない。これは国全体の問題で、中央、地方を通じて財政が健全化しないではほんとうの健全化の意味はないのであります。そういう点については今後十分私考慮を加えていく、かように考へておるわけでありませう。

○北山委員 消防と火災保険の關係について、大蔵大臣の御見解を伺いた

い。

○一萬田国務大臣 保険会社はやはり一つの民間の営利的な事業でありませう。これと財政の問題、これは私は區別して考へるべきだと思ひます。

○北山委員 営利的な事業だから四八分、半分も事業費に使つてもいいというのを認めておるのですか。私がよ

く聞くことは、役所の仕事というの
だ、経費はかからないで済むといふ
うによく言われておるわけなのです。

不幸でございます。だからその間の關係について大臣はどう考えるか、現状でいいかどうか伺いたいのであります。

○一萬田国務大臣 火災保険会社についてのお話ですが、私は保険会社が多額に経費に使っておることはないと思っております。保険会社の収益が多くなれば、一方においてひろく将来の災害について積み立てをしなくちゃならぬことは言うまでもありませんが、同時に保険料を下げて保険をつける人の負担を軽くしていくというのが、経営としては常道だろうと思うのが、

でございます。なお火災保険会社としては地方等の消防ですか、たとえば資金的な、そういうものに要する地方債等を持っていくというのは、これは当然ある程度今日もやっておると思っておりますから、そういうことには私は何も異論があるわけではありません。ただこういふような営利的な関係と地方のいろいろな事業とがあまりくっついていくのもいろいろとまた問題もある

です。会社の方ではもうかつてしようがないので、株の配当もあまりすると世間体があれだから、増資する必要もないのに増資をして、無償株を出しておる。保険という事業は公共性が第一なんです。こんなにポロもうけをされたり経費を使われるなら、何も民間に頼んでいく必要はない。それだからこそ全国市長会などでは保険を公営でやろうという意見が出てきておるわけです。これは当然のことであります。だから保険の公営について大臣はどういうふうにお考えになっておりますか。間違つておるとお考えですか。

○一萬田國務大臣 保険の公營という問題ですが、これはその国の經濟の情勢等にもよることでありまして、抽象的に言われることではありませんけれども、かりに抽象的に考えれば、時と場合においてやはり検討の対象にはなる、日本の今日の情勢において保険を公營にするというようには私は考えておりません。

○坂本委員 関連して、火災保險会社

は大蔵省の管理事業ですが、二十八年度は保険料総額が三百六十億で、火災によつて返還したのが六十億くらいだと聞いておるのです。事務官でもいいのですが、その点のデータはおわかりですか。

○大矢委員長　銀行局の方でなければ、今わからぬようです。

○北山委員　私がお答えするというのがもおかしいですが、これは前にこの委

員会で資料を要求して、大蔵省の保険課の方から出してもらったのです。その資料のことを今坂本委員がお話になったわけで、その通りなんです。三百六十億の保険料で、保険金は六十何

億、損害率というのは一七％幾らにしかならないのです。二〇％にならない。だからあなたの管理している日本の保険会社は、集まった保険料の二割にも足りない分を還元するにしかすぎないのですよ。それでいいかというのです。しかも四八％くらいの事務費を使っている。そんなむだ使いをし、しかも集めた保険料の二割にも足らぬ還元ししかないような事業が、果して公共性のある事業といえるか、そういう状態のままに放置してもいいかどうか、これを大蔵大臣にお伺いしているわけなんです。これは事実なんです。資料をおとりになってもいいのですが、そういう数字を大蔵省がもう出しておるのです。

○坂本委員　その質問に関連して。消防で全国的に約三百億も費用を出しておるわけなんです。それと、火災保険会社が三百億の利益を上げておるということは、これは営利事業であるから関連性が無いといえ法律上はなないだらうけれども、これは大いに関連があるわけですね。そこで現在全国の市町村が、かような火災保険事業はそう特技も要らない、大体三段階か四段階に保険料をきめてやれば特別の経済的技量も要らないわけです、ですからこれを公営にして町村にやらせて、消防で火を消し、さらに国民がかけた保険は地方団体の収益にするようにすれば、地方団体の赤字もそれだけ減るのじゃないか、現在の段階では一独占企業、火災保険会社にこれを独占させて、利益を壟断させる必要はないのじゃないか、こういう考えているわけですが、これに対する御見解を承わりたい。

よ。資料をおとりになってもいいのですが、そういう数字を大蔵省がもう出しておるのです。

○坂本委員　その質問に関連して。消防で全国的に約三百億も費用を出して

○一萬田國務大臣 いわゆるごもつともな御意見でもあるのでありますが、これはまだよほど慎重に検討を加えなくては、私今ここですぐそう言うことが

てはならぬ問題が多いのでありまして、研究するに決してやぶさかではありませんが、実現は今のところなかなか容易じゃない、かように考えております。

○北山委員　まあ研究されるというのですからくどくは申し上げませんが、これは何も新しい考えではないのです。ドイツあたりではずっと前から地方公共団体がやっておる。日本だって、先ほど申し上げたように明治の初年において外国人の顧問が日本政府に勧告をして意見書を出しておる。その中にはつきりとわれわれの言っておることと同じことが書いてある。警察や消防がいかに努力して損害を少くしても、それは保険会社の利益になるだけだといふようなことを言っておる。ちゃんとその国営の理由の中にそういうことをマイエツトが書いてゐる。しかし現実

会社が地方財政に寄与している点は、税金の面において法人事業税で約一億円程度であります。今回改正案を出しておりまして、幸いあの改正案が通過いたしますれば、多少それにプラスになるような数字が出るかと思うのですが、それ以上は損害保険会社としては、地方団体の財政に対する寄与は今日はないのであります。従いまして、ただ保険会社が利益があるからといって、保険料金の値下げだけでは、地方財政の立場から見では決して満足が得られないことは事実であります。しかし公営保険が果して適当な事業であるかどうかというについては、まだ私

○門司委員 これは私からさらに御

参考までに申し上げておきたいと思いますが、実際は保険のあり方でありまして、保険が始まって約七十年をこえておるかもしれませんが、普及率は太

体一割八分程度です。従って住民の八割以上というものが、災害のときに非常に困るわけです。困って参りますと、そのしつぽはどこにくるかとい

えば、やはり地方の自治体が非常に大きな犠牲を払っておるということは、御存じの通りであります。従って一面から考えて参りますと、社会政策的に

ということと、それから地方の自治体が住民の持つておきまする生命財産に対する保障といえますか、これはやはり保護することは当然でありまして、

そういう観点から考えて参りますと、

七

これらの事業はやはり当然公営に移した方が、地方の自治体の荷も軽くなりまし、住民の利害の關係から申し上げても、非常によくなるのじやないか。しかし長い間引っぱって普及ができていないという事は、一つは非常に保険料が高いうことと、それから最も大きな問題はここに基因しているのじやないか。少額の所得者はどうしても保険をつけられない。そうすると、国の建前の上から申しまして、これは非常に大きな住民の損害でありまして、たとえ最近における最も大きな火災といわれております北海道の岩内状況のごく簡単に調べてみても、焼失戸数は三千三百戸であつて、保険をつけている戸数は、わずかに六百三十戸であります。損害の総額は九十八億に上つておりまして、保険金は三億五千九百万円しかつけておりません。こういう事態が出ております。従つて、今大蔵大臣は、一つの企業体だからこれを云々ということでごさいます。私もこれは国民の立場から考へて参りますと、これらのすべての人が救済される施策がやはり必要だと思ふ。そう考へて参りますと、この火災保険事業に対する一つの考へ方について大蔵大臣にはつきり聞いておきたいと思ひますが、今私が申し上げましたことは、一つの企業体というものを中心とした考へ方ではなくして、社会政策的に、住民の生命財産を國が守つてやるという一つの立場から考へれば、今日の企業である保険会社にまかしておけないと私は思ふ。従つて大蔵大臣としては、これを單なる一つの企業としてお考へになつていい事業であるか、あるいは國が国民の生

命財産を守らうとするならば、相互扶助的の一つの施策を行うことがいいとお考へになるか、その根本の問題を一つ西大臣から聞かしていただきたい。○一萬田國務大臣 私が申し上げましたのは、お話のような考へ方が悪いというのでは決してないのであります。そういう考へ方も十分成り立つと私は思ふのであります。しかしそういうことは、企業のあり方、また企業として考へるんじやなくて、企業のあり方に關係する、言いかえれば經濟に關する基本的な考へ方に關連を持つてくる、こういう意味におきまして、今日の經濟の考へ方の違ひ立場がいろいろありましようから、そういう見地からと考へてみるにやならぬと申しているだけで、何もお考へ方が悪いなと考へてゐるんじやない。また皆さん方からお考へがあれば、非常に進歩的でありましようし、また同時に非常に社會性を持つてゐる一つの考へ方だ。私も別にそのこと自体については悪いとは思ひません。ただ全体の關連において十分検討の要がある、かように申しているのではありません。○川島國務大臣 地方自治体の立場から考へまして、門司さんなり北山さんの御意見、私も賛成はいたすのであります。現在の保険事業はいずれも再保険をいたしてゐるわけでありまして、危険の分散をいたしてゐるわけでありまして。先般東京で考へたのは、東京都限りの保険事業でありまして、万一東京都に大火災の起つた場合においては、東京都は破産しなければならぬ、こういう事情もあつておそろく成立しなかつたんじやないかと思ひのであります。事情の當利会社の仕事と違ひまして、事情の

全く異なつた公共団体が、そういう事業を施行することの可否といふことについては、相當考究の余地があるんじやないか、こういうふうに考へまして、私はこれは考へてみたい、ほんとうにそう思ひます。○大矢委員長 それでは一時になつておりますが、大臣は一時半から三時半まで出席できるそうですから、大急ぎで食事をしてもらつて、一時半から三時半まで続行したいと思ひます。午前の會議はこの程度にして、一時半に再開することにいたします。午後二時五十九分休憩
午後三時五十九分再開
○大矢委員長 午前に引き続き會議を開きます。質疑を続行いたします。これを許します。鈴木直人君。○鈴木直人君 私は自由党であります。二、三の点について御質問をいたしたいと思ひます。現在の地方財政が破局の寸前にありまして、今この根本的対策を講じなければ、將來地方自治は財政難に陥つて、その機能が停頓してしまふであらうという見通しにつきましては、政府と同感であります。従ひまして何とかしてこの機会に抜本的な対策を講じてその着手をいたすことが必要であるといふ点についても同感であります。またその方法として二十九年度までに積み重ねられたところの赤字を一應たな上げをして、それと同時に三十年から赤字の出ない地方財政計画を打ち立てていこうといふ点についても、これまた當然のことであつて同感であります。

す。従つて私としてはぜひこの二つの対策をとりつぱにやりとげていきたい、また政府にもそうしてもらいたいといふ念願を持つておるわけでありまして。その方法として、今再建整備法において二十九年度末の赤字を解決するために措置がとられ、また三十年度の地方財政計画も立てられ、自治法の改正等も提案されてゐるのであります。私たちはそれについては真剣にその内容を検討して、できればりつぱなものにしていきたい、こういうことを考へてゐるわけでありまして。もちろん現下の地方団体の責任者におきましては、この法案を通じてこそつて反対をいたしてあります。その反対するところの要点についても十分了解をいたしておるわけでありまして。この再建整備法は実施するのは地方団体でありますから、地方団体が心から喜んで再建に邁進するといふことが根本的なことであると思ひまして、この反対に對しては、ある程度了解を得て、そうしてこれならば私たちはやつていこうといふ結論を出したいと考へておるのであります。こういうような立場から二、三質問をいたしておきたいと思ひのであります。

まず第一に再建法についてであります。この点につきましては地方においてやるべきこと、國においてやるべきことがあるわけでありまして、この際におきましては、地方においてやるべきことについては申し上げる必要がありませんが、國においてやるべきことについては、二、三疑問の点があるもので、念を押しておきたいと考へるのであります。また中央の内閣といひましてそれぞれ主管官庁がありまして、あるいは自治庁長官あるいは大蔵大臣等両方において一致した了解、方針のもとにこれを進めるのでなければ、せつかく法律が通りまして、中央において意見の相違があつてはこれまたなきとするものがなされなくなるのであります。この点から私は大蔵大臣が本日から来られないといふことではありますから、一応大蔵大臣に、二、三お聞きしておきたいと思ひのであります。その第一点は、先般自治庁長官におきましてこの再建整備法の整備方法といたしまして言われた点について、大蔵大臣からもお聞きしておきたい点があるのではありません。それはこの再建整備法によつて解決せんとするところの赤字は二十九年度の赤字といふことになつてゐるが、二百億といふものを引き当てたのは二十八年度の赤字四百六十二億を基礎として引き当てたものである、その後三十年度の赤字におきましてはこの秋ごろにきまるかもしらぬが、まだはつきりしておらない、そこでこの二百億の点については、百六十億程度は地方に分散してゐる赤字であるから、これは自力で再建できるであらう、従つて再建整備法によつてするの三百億見当であるという考へ方である、そのうちの百億は二十七年以前における直轄事業の地方負担分がある、その地方負担分を二年ないし五年程度にまで納めることを延期せよといふことで解決ができるのだ、そうすると残るのは二百億である、こういうようなことになつてゐるのであります。この二十七年以前における國の直轄事業の地方負担分の百億について検討すると、百億はない、七十億くらい

かもしれない、あるいは赤字団体、再建整備団体の分だけを見ると、まだはつきりしないということでありましたが、その数は幾らになつておるか、かりませんけれども、その分については別途に交付公債なり、あるいは数年間の分納払いをするということに両省の間において話し合ひがついておるから、あとの二百億というものを取り上げたのである。こういう自治庁側の客弁でありました。そういうよりなこと

が大蔵省の了解も得ておるといふことでありますから、この点は果して大蔵大臣においてそういう処置をとるといふことになつておるかどうか、そしてそういう処置をとる場合に、法律でなくともできるかどうか、この点を一応お聞きしておきたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 今回二百億を取り上げていたしたのは、これは今お話のように二十八年までの赤字を一応たな上げするのでありまして、二百億を取り上げればよろうか、こういうことになつております。

なお今御質疑の点、いろいろとこまかい点もあるようですので、政府委員から答弁いたさせます。

○正示政府委員 お答えを申し上げます。御指摘の点につきましては、ただいま大蔵大臣からお答えになりました通りで、再建整備計画の対象になるものを二百億と見ましたわけでございますが、四百六十億のうちからどういふふうにはずしたかと申します点につきましては、まず実質的な赤字といたしまして、赤字の範囲を限定する点において相当のふり落しをいたしました。次にたとへば府県市町村につきましては三カ年以上あるいは四カ年以上

の整備計画を必要とするようなものを対象にするといふふうなふり落しをかけたわけでございます。さうなふり落しをしてしほりまして、ぎりぎり二百億というものを、私どもとしましては再建整備計画の対象として算定いたしました次第でございます。

○鈴木(直)委員 ただいま大蔵省の答弁によりますと、いろいろ算定の結果、二百億で大夫夫といふことになつたといふことであります。自治庁の長官は、対象は三百億である、しかしながらそのうちの百億というものは、国の直轄事業の地方負担分になつてゐるんだ、その直轄事業の地方負担分は、それを分割しないし交付公債にしてもらうといふ大蔵省の了解を得てある、閣議では了解を得ていない、各省大臣の了解も得ていない、しかし大蔵省とは了解を得ておる、だからその点はそれで解決したものと、あと二百億というものを二、三回答弁してゐるようなことを二、三回答弁してゐるのであります。ところが今の大蔵省の答弁によりますと、直轄事業といふものは、全然地方負担については触れておらない。すつとしほつた結果、二百億になつたんだといふやうなことであつて、その点の食い違いはどういふふうになつておりますか。

○正示政府委員 どうもたびたび政府委員のそつちが悪くて恐縮なんです。が、これまた実は理財局の所掌になつておりました。ただいま参つておられますが、追つて参ると思つております。この点は私どもの間接に承知いたしておるところを申し上げますと、まだ自治庁財政部と私の方の理財局とで話し合ひを進めておるといふことであ

ります。最終的にそういう結論に到達したといふふうにはいまだ承知しておりませんが、そういう線において折衝を進めておられるといふことは伺つておるわけでありませう。

○鈴木(直)委員 そりなりますと、自治庁長官が御答弁になりましたが、私は大蔵省側にも念を押しておかなければならぬと思つておつた点なのであります。三百億が再建整備の対象になるんだ、しかしながらその百億は国の直轄事業の地方負担分、それは大蔵省方面と了解がついて、それを二年ないし五年の分割払いに延期してもらひ、交付公債といふことは言われませんでした。が、そういう処置でもつて片づいたんだ、あとの二百億をこの対象にしたのである。こういうことを長官に言われたし、財政部長もはつきり言われておる。その点を一応念を押しておかぬと、今度スタートする場合に、非常にある政府内部においていろいろな点があつては困ると思つて、実はこの際にお聞きしておくわけなんです。

○後藤政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたように、四百六十二億の中で、府県、五大市は大体再建整備を三年以上を要するところだけ、それから市町村につきましては、四年以上を要するところだけをとりまして、約三百億になります。この三百億の中で当該団体の直轄分担金と、われわれが見まして赤字と称し得ないようなものを引き算しますが、そういうものを差し引きしますと、約二百億になります。その二百億の財源措置を要する、こういうふうな考えたわけでありませう。直轄分担金は、これは未納の状態に置く限りにおいては、金がすぐ要る

わけではありません。従つてそこからはずしたわけでありませうから、直轄分担金の分については話し合ひを続けていって、これを将来に延ばしてもらひ、そういうことについては一応了解ができてゐる、こういうふうに申し上げたのであります。

○鈴木(直)委員 そりなりますと、その百億の中の再建整備団体に指定された団体で持つておるところの直轄事業の分担金は、幾らあるかわかりませんが、その分については、将来大蔵省と折衝をして延ばしてもらうことの了解を得たといふことですか。この前は、そういう了解ではない、大蔵省と折衝の結果、延ばしてもらふという了解を得たので、二百億にした、こういうことです。

○後藤政府委員 これはちよつと説明を要するのであります。実は二十七年の分担金の未納額は約九十五億になつております。昨年、この九十五億円を一時に払ふことができませんので、二年ないし五年の分割払いに一応直したのであります。一応直しましたのを、さらに引き延ばそうといふことになつております。従つて九十五億円が赤字の中に従来は入つておりましたけれども、実際は現在では二年ないし五年の分割払いの形式でもつて支払つておるわけでありませう。少いところは二年で延ばして払ふことになつておりますから、その分だけ赤字が減るという計算にも一応なります。しかしその苦しいときでありますから、さらにそれを引き延ばそう、こういう問題でありまして、一応の引き延ばしはしましたから、足りませんから、さらに多いところ

ろについては延ばそうといふことを考へておるといふことを申し上げたのであります。

○鈴木(直)委員 それはよくわかりましたが、そのことについて大蔵省と了解済みであるといふことだつた、この点はどうなんですか、もし了解をしなければ、今はつきり了解するかしないか答弁をしてもらひたい。それでなければ、うその計画になる。

○正示政府委員 お答え申し上げます。この分割払いにつきましては、現に実行中でございます。ただその分割払いをどういふふう延ばしていかうという問題につきましては、これは国の歳入に關係しまして、地方側だけの御事情というわけにも参りませんので、いずれ来年度以降の予算を決定した場合には、歳入をどうきめめるかという問題としてはつきりきめたいと存じますが、しかし方向をいたしましては、大蔵大臣もたびたびお答えになつておられます通り、地方団体再建整備については大蔵省も積極的に御協力を申し上げたいといふことでございませうから、それらの点をあわせまして、今後慎重に検討をして参りたい、かように考えます。

○鈴木(直)委員 そりなりますと、三十年度はどうなるんですか。自治庁は、知らぬふりして、納めなくともいいというのを地方団体に言つてもいいんですか。

○後藤政府委員 三十年度は、国の一般会計の歳入にちゃんと上つております。従つてこれを三十年度に払わなければならないことになりませう、国の歳入に影響しますから、ことしは支障はないけれども、来年度から引き延ばしてもらうといふことで、一応私の方の事務

ましては、なお私はそういう考えを、持っておることを申し上げられますが、それから先はもう少し具体的に考へないといけません。これは自治庁長官も

よ。真面目に考へてゐたいといふ。……
に大蔵大臣が言われたといふことを了
承して次に移ります。

この法案の中に政府がやることを約
束しておる条文があるのです。それ

録第三十七号 昭和三十年七月九日

は有給するといふことになつておられるが、その予算は七千五百万円しかありません。これを計算しますと百五十億にしますと平年度なら三億になつておる。七千五百万では四分の一。計算す

して計算して参ります。平城三十九
くらゐみておけばいいんじゃないか、
こういう結論になるのであります。そ
れ以外の団体につきましては従来と同
じに考えていけばいいと思います。

の戸数割合が、大府県に比べて見ると、
のわけでありますが、それ以外の困
は大体再建債を借りないで、自主的
やれるものじゃないか。先ほど申しま
たように、府県、五大市で申しますと

一一

体三年以内で赤字が片づくのではない
か、それから市町村で申しますと大体
四年以内で片づく程度の赤字でありま
すから、別に利子まで払って金を借り
てやらなくても自主的にやれるのじゃ
ないか。そういうふうな各府県、市町
村の間でも、借りないでもやれる。た
だある程度の再建債を借りて赤字の克
服をしていこうとする団体と同じ規定
の適用を受けさせてくれ、こういう希
望があるのであります。金がほしいと
いうことだけでなく、むしろ同じよ
うな法律の規定の適用を受けさせてく
れという希望がありますので、できる
だけその要望に沿った法律案になつて
おります。

なる措置であるか、これは想像はでき
ませんが、あるいは交付税の税率を引
き上げるといふ点にあるのではないか
とわれわれは了解しておるわけであ
りますけれども、あるいはさうでないか
もしれない。いずれにいたしましても
三十一年度中におきましては大蔵大臣
の言われるように、地方側も真剣に
なつてこの財政危機を切り抜けてい
くようなことを制度的にもやつてみ、
また国においてもそれを実施して赤字
が出ないようにならねばならぬ、こ
ういふことであるから、これはその通
りである。それでなければこのよう
な法案を出す意味がない。これは実施
されると思ふのですが、この三十一
年度におきましても、この三十一
年度に於いては、現在給与の実態調査を
して、二十八年度の決算によると、
財政計画よりも実際の給与費は四百
四十二億上回つておる。こういうこ
とにつきましても、あるいは中央の監督
がないために地方自治体がどんどん
をふやしたり、あるいは俸給を上げた
りした結果である、これは制度の欠陥
であるといふふうに言われるかもしれ
ない。あるいはさうかも知れない。し
かしながら現実には四百四十二億とい
うものはあるのだ。この実態調査をい
たしまして、この秋にあるべき姿に返
して財政的措置をするんだといふこと
になつておるわけだ。この条件のもと
に先般の三十一年度の地方財政計画とい
うものは出されておる。そこに四百十
億の赤字も実はあるのです。ところが
この秋において財政的措置をすること
についても大蔵省側の了解を得ておる
のだといふ自治庁側の話であります。
そこでさういふようになっておるのか

どうか、そしてそれをどんな方法で一
体財政的措置をするのか、この点を大
蔵大臣からお聞きしておきたい。

○一萬田国務大臣 この給与等の実態
調査の結果が判明いたしますれば、給
与自体の適正といふことについても考
えてみなくちゃならぬだろうと思ふの
であります。さうやつてこの財政に
どうしても不足が出るというふうな場
合におきましては、この措置について
はやはり財政的に考えなければならぬ
まい、かように私は今考えております。
ただしかし国からの交付税をふやす
とか、国の方からさういふところもあ
る方も御無理もないところもあります
が、同時に府県と市町村との税のあり
方が片寄つてゐる点もありません、そ
れからまた国と地方との税のいろいろ
な問題もある、こういうような点もや
はり私はさういふ機会に適正ならしめ
るような措置を講じて、ずつと全体と
して考えていきたい、かように考えて
おります。

を言われているのですが、この四百十
億の赤字といふものは全部地方側の節
約になつてゐる。この点については確
かに節約が実施できるということを希
望する、——自治庁長官は希望する
といふ一辺倒なんですけれども、大蔵大
臣は節約ができてこの通りいつたら三
十年度は赤字が出ないといふふうにお
考えになつておられますか、お聞きし
ておきたいと思ひます。

○一萬田国務大臣 詳しい点は政府委
員から答弁させていただきますが、私の聞いてお
るところでは自治庁の方ではいろいろ
の面で節約をしておるし、いろいろ
やつておるが、一応のやり方ではこれ
だけの赤字が出る、しかしこれはさうい
ふふうにして埋まるのだ、さういふ
一面の赤字の面を非常に強調して、
一面赤字の旗を掲げておいて、あとで三
十年度においては赤字が出ないようにな
るのだ、さう持つていくか、あるいは
初めから赤字が出ないようになつてや
れば赤字は出なくても済むのだ、さうい
ふような話であつたと思ひます。な
お表現の仕方、大いに地方公共団体
を激励する意味からいへば、これだけ
出るからさういふ努力しなければなら
ぬ、さういふことになつてゐるのじゃ
ないかと私は思つてゐるのですが、詳しい
ことは政府委員から答弁させていただきます。

○鈴木(直)委員 時間がなくなると恐
縮ですから、もう一点だけお聞きして
おきます。この法律によりまして
と、たとえば百億の予算を持つておる
団体があつて、そのうち四億程度の赤
字がある。それを借りるために七カ
年の財政計画を立てて、そして自治
庁長官の条件を付せられて承認を受
け、予算とこの再建計画を調整しなけ
ればならぬ、その後ずつと七カ年とい
うものは一切の拘束を受けることにな
る。たとえば百億程度の財政規模を
持つてゐる自治体が、数億程度の再建
債を借りるためにさういふに強い中央
の束縛を受ける必要があるかどうか。
大蔵省がさういふやましいものだから
といふような話を——これは自治庁か
らは聞きません、ほかから聞いたので
ありますが、大蔵大臣としてはさうい
ふ銀行管理のようないやうな方をして
はさういふことはできないのかどう
か、その点を一つお聞きしておきたい
と思ひます。

○鈴木(直)委員 自治庁長官の
今の御答弁とさう変わらなせん。何も金
を貸したからやましく言ふ、さうい
ふふうな考えは毛頭持つておりませ
ん。ただ貸した金がほんとうに有効に
使われて、借りた人のためになるとい
ふ、さういふ程度の考えであります。

○鈴木(直)委員 社会党の質問もあり
ますから簡単にお聞きしたいと思ふの
です。財政的措置をやられるというこ
とははつきりいたしておりますが、
その点はさういふふうには了解をいたし
まして、次に三十年度の財政計画であ
ります。これはいろいろ案がありま
して、最終的には百四十億の赤字があ
る、さういふことになつて閣議にそれ
が報告されたといふことを聞いてお
る。それは新聞に書いてあるもので真実
はわかりません。ところが閣議では赤
字の出た財政計画を国会に出すことは
まずいといふことで、何とか赤字の出
ないことにしようといふことになつ
て、一夜にしてできたといふようなこと

○鈴木(直)委員 今の大蔵大臣のお話
では、いわゆる山かけで百四十億の赤
字が実際に出るのだといふ数字を作つて
出して、そしてこれじゃいかぬとい
ふようなことになつて、あるいは大蔵省に
予算を多くとつてもらふとか、あるいは
地方団体の節約を強化するといふ作
戦で、その百四十億の赤字を数字的に
出すのだといふようなお話ですが、自

○川島国務大臣 一応私からちよつと
お答え申し上げます。再建団体に對す
る自治庁の監督権といふものは、再建
整備計画を立てましてそれを忠実に実
行させるといふ範囲内でありまして、
それ以外は一切監督はいたさないの
であります。もしも長期にわたる再建計
画が実行不可能になつた場合において
は、これに對して相當の措置をしよう
といふだけでありまして、それ以外に
おいて行政の各方面に對して監督をす
る意思も私はありませんし、またさう
いふ規定もないのであります。ただ再
建計画を実行させるといふ限度に限つ
ておるわけでありまして、私
の見解だけを申し上げておきます。

○一萬田国務大臣 私も自治庁長官の
今の御答弁とさう変わらなせん。何も金
を貸したからやましく言ふ、さうい
ふふうな考えは毛頭持つておりませ
ん。ただ貸した金がほんとうに有効に
使われて、借りた人のためになるとい
ふ、さういふ程度の考えであります。

○鈴木(直)委員 両大臣の御趣意はよ
く了解しました。ただ二十六カ条を見
ますと、さう見えないところの条項が
至るところにありますから、その点は
両大臣の趣意を尊重して修正したいと
思ひます。その点は御了承をお願いし
ます。

次は三十年度以降の赤字について
二、三お聞きしてみたいと思ふのであ
ります。さういふ大臣は、三十一年度以
降については赤字の出ないような財政
的な措置をしたい、さういふことを言
われました。さういふものと思はれる
ようなお話がありましたから、おそれ
く腹の中ではそれがきまつておると思
ひます。もちろんその財政措置はいか

○鈴木(直)委員 今の大蔵大臣のお話
では、いわゆる山かけで百四十億の赤
字が実際に出るのだといふ数字を作つて
出して、そしてこれじゃいかぬとい
ふようなことになつて、あるいは大蔵省に
予算を多くとつてもらふとか、あるいは
地方団体の節約を強化するといふ作
戦で、その百四十億の赤字を数字的に
出すのだといふようなお話ですが、自

治庁はそういうようなことをやったのですか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○川島國務大臣 この問題は繰返し私に申し上げてゐるのですが、別に大蔵省を威嚇したり地方を威嚇する材料にあつたことをやつたのではないのでありまして、二十九年度の財政計画を基礎にしてやれば大体三十年年度においては百四十億の赤字が出る。しかし毎回申し上げるのですが、全部の公共団体ではございませぬけれども、赤字に悩んでゐる公共団体は非常事態です。赤字が出ないような財政運営をしてもらいたいの、これを期待しておるわけでありまして。そこで百四十億の赤字を出したまま財政計画を組むか、それともこれを計画的に各項目に割当てて地方に地方財政運営の基盤を示すか、どちらがいいかという議論になりまして、結局後の方の各項目にこれを組み入れて計画的に地方に指示した方がよからうということになりました、お示しした地方財政計画を組んだのでありまして、私どもは百四十億の赤字が決して出ないとは言ひませんが、出ることも言ひません。地方の自衛によつて出ないようにはしてもらいたいということを熱心に希望し、またこれを知事会議その他へ要望してゐるわけでありまして、結論は三十年年度の決算を見なければわからぬことであるけれども、私どもはなるべく出ないことを期待しておるわけでありまして。決して初めから山をかけてあつたことをやつたわけではないのであります。外に置くかうちに入れて計画的にやるかというだけの考えの相違でありますから、これも前にも

御説明申し上げたのですが、そういうふうに御了解願ひたいと思ひます。

○鈴木(直)委員 その節約の中に、たとえば二十二億一千萬というものを入れておるが、これは失業対策事業費の節約なんですか。これはどういふものかという、失業対策の中に資材を要するものがある。ところがその資材が高いために地方がそれだけ多く負担しておる。その分として地方は毎年二十億程度負担しておる。それをすばつと一晩で削つた。資材に対する地方の超過負担分というものは今度一切やらないようになつておる。そのような方法で今度の政府が重大目標とした失業対策事業が行われると思ひますか。要するに資材費の地方の増加負担分の二十二億、これは昨年も二十二億負担しておる。毎年負担しておるのです。それをこつとはばつと百四十億から削つておる。そういうような方法で失業対策事業はやれると思ひますか。その点をお伺ひしておきたい。

○正示政府委員 先ほど大蔵大臣から、今回の地方財政計画におきまして御計画になつております節約につきまして、これは、これを国の今日の財政の切り盛りの状況等から考えましても実行していただくことを期待申し上げておるというお話がございまして、それに關連いたしましていただいた御質問でございまして、たとえばだいたいま御指摘の二十二億の失業対策事業の超過負担でございまして、これはお話の通り失業対策事業が今日きつめて重要な事業であることにつきましては私どもも全く異議はございませぬ。そこで御承知のように本年度の国の予算におきましては特別失業対策事業費というものを

を労働省所管に大幅に計上いたしておりますが、建設省所管あるいは運輸省所管に移しかえて使用いたすことになつております。その場合、ただいまお話の資材費につきましては、これまで大幅に引き上げをいたしておりました、特別失業対策事業は大体公共事業に準じてそれらの必要経費を計上いたしておるのであります。ただいま鈴木委員の御指摘の点につきまして、従来となく失業対策はいわば非常に能率の低い労働者の方を大体収容していただいておる關係もございまして、資材費を不当に――不当といひますが、失業対策事業としては適當であつたのであります。多少能率を高めようという場合に、地方団体が超過負担をしておられたという実情があつたようでございます。そこでこれらの点につきましては、ただいま申し上げました特別失業対策事業をこれにかへまして、できる限り地方に超過負担をかけないようになつていきたい、こういう配慮をいたしましてこの点は自治庁、關係各省とも御相談になりまして、それらの点については正をいたしたわけでございまして、

なおその他のお主な項目でございまして、都道府県、市町村の旅費、物件費等の節約、これも国の節約と全く同じ率を期待申し上げておるわけでございまして、また単独事業の節約につきましては、災害とか継続事業等真正にやむを得ないものは節約の対象から除外をいたしまして、残りにつきましては物価の趨勢その他を考慮しまして、大体一割見当というところでございまして、これまで自治庁御当局からたびたび御説明があつたと存じますが、大蔵省といつたしましても国の予算の節約と彼此勘

案いたしました、決してアンバランスとは思ひてゐない次第でございます。

○鈴木(直)委員 最後にお聞きしておきたいのですが、三十年年度の地方財政の切り上げにつきましては、衆目の見るところ政府の期待にもかかわらず、相当の赤字が出るということが考えられるわけでありまして、もちろん地方側におきましても新聞等によつて見受けまします、各県において相当圧縮した財政計画を立てておるのであります。それにもかかわらず相当の赤字が出ると思ひます。そういうことからしてやはり財源をどこかに求めなければならぬという状態になつて、各県知事などの意見を聞きますと、政府の予算は通りまして、予算を組むことができないという現状にあるというのが現実の姿であるのです。そこで地方交付税の税率の引き上げという方向が幾らかでも見えるならば、それによつて元氣を出してやることもできるけれども、現在の状態においてはとてつて困難だといふ事態に到達してゐる。こういうことからしてわれわれも地方交付税の税率の再検討を要しはしないか、そして少くともこの国会においてその再検討の着手をしたい。結論はこの国会においてどうなるかわからぬけれども、予算の關係もあるから少くとも再検討の着手をしたいというふうな考えの考えをお聞きしておきたい。

○一萬田國務大臣 先ほどからしばしば申し上げましたように、地方の財政の状態はなほだ憂慮すべき状況にあると思ひます。これはこのままに放置しておけばどうにもならなくなりやしないかということと同じように心配い

たしております。従つて今こそ私はほんとうに真剣に考えてみたいと思ひます。先ほどから申し上げますように、いろいろな問題がここに掘起されておる。それらのものを十分検討いたしまして、また中央地方を通じてのいろいろの御意見のあり方、また地方自治の財源のあり方、いろいろあります。これらすべてを考慮して今お示しの交付税ですか、これはあの建前からいたしまして、地方の財政が困るからというので、その税率をしようやう変えた、平衡交付金みたになつてしまつて、これではとても地方財政がよくなるわけはない。この交付税の建前は守らなくてはなりません、しかし今申しましたようなあらゆる要素をここに持ち出して、今後ほんとうに地方の財政はこれならいだらうという状況下におくようにするには、交付税等の妥当性についても検討した方がいいのじゃないか、ただ交付税というものがたつて地方の財政の危機を救うというふうなことはちよつと困難だ。今どうするかといふことはお約束はできませんが、氣持を申し上げておきます。

○門司委員 非常におそくなつたのですが、大臣お忙しでしようから、ごく簡単に申し上げますが、しかし答弁のいかんによつては長くなります、あらかじめこの点だけは御了承願ひておきます。北山君、さらに同僚の鈴木君等からもいろいろ質問されておりますので、多くを聞く必要はないと思ひますが、どうも質疑に対する答弁が、ちつとも核心に觸れておりませんので、私は地方財政の計画に対する大蔵省側の意見を主として聞いておきたいと思ひます。

先に聞いておきたいと思ひますことは、赤字の解消については今も大蔵大臣がお述べになりましたが、真剣にほんとうに考えたいとお考えのようでございますが、これはただ真剣に考えようというだけではもう物はおさまらぬのです。大臣がお考えになつております構想は、さっきの答弁では今どうしようという考えはないというお話でありましたけれども、そういうことでは事態が許されない事態に來ております。地方の公共団体の今日の状態というものはすでに御承知の通りでありますから、この際そういう抽象的なことではなくて、たとえば政府にこれの特別の調査する機関を設けるとか、あるいは幸ひにして今あります地方制度調査会その他の機関もないではない、さらに自治庁の中には財務を担当する委員会が別にあります。これらの機関がずつとやつてきて今日のような状態になつておる。従つて大蔵大臣がもしこれをほんとうに検討されるというなら、一体どういう構想をもつてこれを検討されるというお考えなのか、それをこの際明らかにしておいてもらいたい。まずここから明らかにしないと、いつまでたつてもウナギ問答みたいなことで、話はまともなぬと思う。われわれが三十年度以後赤字の出ないようになつてもらいたいということはそこにあるのでありますから、三十年度以後にはこういう構想のもとに赤字は出ないようにするのだということを、はっきりここで大臣はおつしやつていただきます。

○門司委員 実態を明らかにすることおつしやつておりますが、もし大臣がそういう御答弁なら、地方の実態を明らかにすることがよければ明らかにされることもよいでしょう。それなら私はこれから大臣に一応聞きましますから、一々明快に御答弁を願ひたいと思ひます。それはこの前も申し上げましたように、政府のつとめております一つの施策の中に、国では公債は発行しない、足りないものは全部地方で公債政策をおとりになつておる、将来地方の公債政策をおとりになる意思があるのかどうか、この点をまず先に聞いておきたい。

○一萬田國務大臣 これは結局地方債を発行するかどうかというお考えであります。これはむろん地方におきまして地方債によつていい地方行政が多分にあるのであります。これは私は認めていいと思ひます。

○門司委員 大臣は今地方においても地方債で置いておいていいものがあるからとこういうお話であります。地方においてかりに建設的の事業と思われ事業、公企業とさらにこれに對抗いたして参ります一般事業、今日までの公債の実情を見てごらんない、どういふ数字になつておるか。昭和二十七年から二十九年度まで地方の自治体が要求いたしております負担金あるいは公債の申請額に対して、起債を許可いたしておりますのは、一般會計においては大体平均して五七%許可をしておる。今大臣がおつしやる当然地方が起債でまかなうべきであると考えられるいわゆる公營事業その他のような事業を主体とした起債については、今までの關係からくるならば、平均して大体二%内外にすぎないのであります。

す。政府はこういう処置をとつておる。当然起債でまかなうと考えらるべきはずの事業に対しては申請額の二三%しか許可してない。数字をはつきり言えとおつしやるなら数字をはつきり申し上げましよう。起債をしてはならないとわれわれが考えられる一般財源の方にたくさん起債を許可してきておる。この起債政策の誤りが政府にある。だから私は聞いておるのである。政府は将来こういう誤りを犯されるかどうか、これを是正されるかどうか。

○一萬田國務大臣 今のお説は、仕事に比べて地方債の起債額が少いじやないかというようにとつたのであります。いかというようにとつたのであります。が、それでよろしうございませうか。

○門司委員 私が聞いておりますのは、大臣は、私の先ほどの質問に対して地方にも起債を認可してやるべき仕事があるから、それには起債をするというお話であります。その起債を認可すべき仕事と思われのは、大体公企業その他の投資的財源についての起債が認めらるべきだと私は考える。一般財源にはできるだけ起債を抑制していくことが地方の健全財政をもたす一つの大きな原因だと思ふ。ところが今までとつてきた政府の態度というものは、個々の数字をずつとあげてみますると、起債をしてはならないと考える、起債はできるだけ抑制しなければならぬと考える一般財源には申請額に対して五三%平均ずつとやつておる。そして起債をやつてもしかるべき、地方の赤字になつても苦勞ならぬものだと考えられる公營企業その他については、ここ三年間の申請に対する起債の認可の状態はわずかに二三%しかしておらぬ。従つて起債をする方向が全

然間違つておる。大臣の考えておるとは全然違つた方向に起債がされておる。こういう起債政策をとられるかどうかというのであります。

○一萬田國務大臣 公營企業の起債を増加するという御趣旨にはもちろん私も賛成であります。そういう方向をとつていきたいと思つております。ただそれでないようなものを地方債でまかなつておる。これは私の考えでは、従来地方財政がこういうふうになつてきたその結果がそういうふうになつておる。私もお教えを受けなければならぬ。私もお教をうけることが詳しくありませんので、地方財政のことが詳しくわけてはあります。特に研究したわけでもないのではありません。私が銀行におつたときから見ると、地方銀行等に来て訴えるところは県庁、市役所あるいは町村から金を借りて来る。しかも借りることを要請される金は大に財政的な金で、それが借り入れになる。それがだんだん起債にのがれざるを得ないような形できておる。ですから私は、結果がそうなつておるからそういう方針をとつておるものと云われるが、そういう現象を招来したものを今度は突き詰めていきたい、起債自体を、公營企業等の起債を増加することはいいと思ふ。そのほかの方のふえるのを根本において減したい、こんな考えでいるのであります。あるいはまた私が勘違いをしておるかもしれせん。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますことは、今日までの地方団体に對しまする政府の補助政策の考え方でありま。この前の委員会でも申し上げましたように、地方の財政の三つの大きな柱というのは、税金と補助

金とそのほか一千億余りの何といひますか雑収入がある、この三つが大体大柱になつております。ところが補助金の割合というものは、公共企業その他の点におきましても大体補助金相当額くらいは地方の金を要するわけでありま。政府が仕事をしようとして補助金を出す。そうすると地方がその補助金に相当するくらいものをやはり負担する、こういう形をとつております。そうしてその補助金の総額が、かに昭和二十八年の決算額で見ても、大体二千五百四十一億余りになつておる。そしてその年の歳出は九千六百八十二億という数字が出ております。これはちょうど二六%に当るわけでありま。財政の二六%というものが補助金によつてまかなわれておる。日本の戦前における地方財政が健全でありました当時におきましては、中央にたよる比率は非常に少く、昭和九年、十年の例をとつてみますると、大体地方の財政の補助金というのは一〇%にすぎぬのであります。九%をちよつとこえておるだけでありま。最近の地方財政の最も大きな赤字というものは、一つは起債政策をとらなければならぬところに原因がある。十分の実財源を与えずに起債を許して政府の仕事を。公共事業その他いろいろ考えるについては、負担を半分地方にさせていく。どうしてもこういうことをやらざるを得ない。こういうことが今日の地方財政の赤字の一つの大きな原因であると思ふ。もしそれがいやなら一切の仕事はできないということになる。こういう点について大臣はどうお考えになりますか、お聞きをしておきたいと思ひます。

年から公募債を認めております。そして公募債の最近のパーセンテージをずっと見てみますと、二十七年は起債総額に対して政府資金の割合は大体八四・八％という数字が出ております。

す。従つて公募債は一五・二％で足りておりました。それが二十八年、二十九年、三十年になるに従つて、だんだん公募債の率の方がふえて参つておる。政府資金の率の方が少くなつて

参っております。これは政府資金であれば六分五厘で借りられるものを、地方債であるために大体平均して九分八厘くらいになっておる、一割にはならないと思うが、九分八厘くらいになつ

とおると思います。それだけ利ざやの負担というものは地方自治体にとってよけいな負担になっておる。これも毎年二百億以上を地方に負担させております。これの償還も非常に困難であります。

ますが、償還が困難であるだけに、そういうよいけない負担をしなければならぬ。こういう点について、資金運用部の資金によって公募債がなくなるといふような施策をとられることが、私はやはり

り地方の負担を軽くする一つの原因だ
と思うが、これに対する大臣のお考え
を承わりたい。

○一萬田国務大臣 財政資金、特に資
金運用部資金等の金でありますが、ど

ういふふうな蓄積条項になりますか、これを考へて、かつ全体との関係で配分も考へなければなりません。これは郵便局等、地方の金もずいぶん集まつておる関係もありましようから、特に地

方財政を再建しようとするときに、非常に困つておるといふよりなことも考慮して、できる限りはなるべく御援助してあげたい、私はかような氣持でおります

の考えでは戦争に負けた後の日本のあり方にも原因があると思つておるのです。自分の力以上のことでずつと推移してきておる。そこに基本的な問題がある。ほんとうに日本があつたとき戦争に負けて、その戦争に負けた姿、その力に依じた力がまゝと生活様式がかりにあつたならば、こういうふうにはならなかつたとも思ふのですが、そういうような基本的なことを申し上げてもいたし方ございせんが、お説はよくわかりますので、国の財政とも十分に合せて、できるだけ——くれぐれも言いますように中央の財政が健全だけではおさまらない、どうしても国と地方を通じての健全財政でなくてはなりませんから、その心がまえで私は参るつもりにいたしております。

○門司委員 最後にもう一つだけ聞いておきたいと思ひます。これは閣議で定められたことですが、地方の補助金に対する規制の問題であります。これはやはり赤字その他いろいろの問題が出てきた一つの原因だと思ひますけれども、政府の構想を聞いておりますと、なにか最初は、補助金の申請その他に偽りがあった場合は体刑に処するといふようなことがちよつと書いてありましたが、それを行政罰にするものになつた、そういう構想だといふことを新聞その他で承つておりますが、このことは今の制度と大蔵省の今までの行き方等について多少割り切れないものが私にはあるのであります。従つて一応大蔵当局に聞いておきたいと思ひますが、なるほど地方の自治体のそうした詐欺的補助金の要求あるいはそれを詐取したといふようなものについての処罰は、私は必要では

ないとは申し上げません。しかし今日まで大蔵省の態度を見てみますと、自治庁がどんなに計画を立てて参りましたも、大蔵省は国の財政の都合だからといつて、先ほどから私が申し上げておりますような地方財政の赤字になる原因といふようなものを、やはり大蔵省がこしらへておる、といふと少し言ひ過ぎかも知れませんが、とにかく金がないといへば、国の資金はこれだけしか出せないから、あとは公債償でやつておきなさい、こういうことで自治庁の意見が大蔵省に非常に制肘されておる。その結果が今日のやうな赤字の原因になつておることは一つのいなめない事実だと思ふ。その上に立つてそういう補助金等に対します法律ができるということも一つの方法かも知れませんが、ある場合においては補助金については、ある場合においては補助金は非常にやかましいのであります。地方の自治体の実態を調べてもらひなさい。

町村が起債を申請しても、その起債の申請のときには、大蔵省の出先であります地方事務所にまずお伺いを立てて、それから県庁にお伺いを立てて、それから自治庁に来て、土木関係ならば主管省の建設省あるいは大蔵省に行くといふことで、起債一つ、補助金一つでもなかなか大蔵省は言ひことを聞かぬのであります。そして出先が、われわれから考えるならば、地方自治体の内部に対する干渉と思われるほど大蔵省は強くこれをチェックしておる。そしてやつておる今日であれば、われわれから考えて、大蔵省が健全である限りは、地方にやういふごまかしはないと思ふ。当りまえのもので正しいものであつても、大蔵省はやういふ

金がないからとやかましいことを言つて削つておる事実がたくさんある。それを考へて参りますと、私はどうも今日の大蔵省のやり方はおかしいと思ふのです。大蔵省は自分で調査し、自分でそれを査定して、その自分で調査し査定したものになお誤まりがあつた場合に、それは地方が悪いのだといふことにするといふことは、大蔵省の監督が今までのある部分には非常に厳格であり、ある部分では非常にルーズであつたといふ大蔵省自体の問題ではないかと私は考へる。私の言葉は少し言ひ過ぎかも知れませんが、われわれの常識から考へれば、今までやういふものはないはずである。あれだけ大蔵省はやかましいことを言つて、そして水道の起債にしても、あるいは電車等の公営企業の公債にしても、この自治体でやういふことが必要であるかないかといふことを、大蔵省の出先が非常にやかましいことを言つておるのでしやう。村長さんに聞いてもらひなさい。一番厄介なのはここだと言つておる。県庁や本省の建設省も厚生省もそ

ういふ問題についてはやかましいことを言つてない、ところがやかましいことを言うのは大蔵省の出先だけだと言つておりましたが、そのやかましいことを言つておる大蔵省が、補助事業その他については見のがしがあるといふことはおかしいと思ふのですけれども、こゝういふことについて大蔵省はやはりあつていふ法律をこしらへなければ悪いといふやうにお考へになつておりますか。

す。持ちますが、ここは大蔵省の役人もたくさんおるのですが、大蔵省の役人が評判がよくてはやはり国が持ちませんので、(笑聲)その点も一つ十分お考へ下さつて、大蔵省の役人にあまりお氣づかいなされぬやうにどうぞお願いしたいと思ひます。

○門司委員 私は今の御議論ははなはだおもしろくないと思ふんです。大蔵省の役人が辛くなければといふことで、大蔵省の役人は適正なことをやればいいのであつて、辛いと甘いとかいふことを私も要求しているわけではない。しかし現状はいわゆる地方自治体の行政上の干渉とまで思われるほど実はめんどうを見ておるのであります。そしてなおかつそこに不正ができるというのには私はおかしいと思ふ。一方で町村長に責任を負わせるが、監督の立場にある者の責任はちつとも考へていない。こゝういふところに今日の問題があるのぢやないか。もし補助金その他が、たとえば川の名称を二つくつて、そして二つ補助金をとつたという例があるやうでありますけれども、川が二つあるわけぢやありません、もし今までの私どもの常識から考へれば、大蔵省の出先は一体どうしてやういふことをしたのであらうか、片方に非常にかましかいことを言つておるが、実地を見なかつたのか。必要以上にやかましいことを言つていて、片方には必要以上にルーズにしていて、だからああいふやうな問題が出てくるといふことを考へて参りますときに、これが一方だけの責任であるといふことだけで行政罰になつたやうではありませんか。最初の計画は七年以下の役役ですか、何かそんなことが書いてあつたと思ひますが、そういう嚴重なことをされるということについては、私は必ずしも地方の自治体のやうな詐欺的補助金その他の要求については、これを戒めることは当然であります。私は悪いとは言ひませんが、しかし大蔵省の今日までの行き方から見れば、あまりにも一方的のものであつて、われわれにはふに落ちないところがあるのでありますから、さつき御質問申し上げた通り、これは今のやうな御答弁では了承はできませんが、お約束の時間がきておりますので、これ以上聞くことはやめまします。

最後にまとまつた意見として聞いておきたいと思ひますことは、政府は今日まで三十年以降の赤字ができるかできないかといふことについての同僚各位の質問に対しては、一つは給与の実態調査が終らなければ実際の問題がどうなつてゐるかわからぬといふことが、大体答弁のたてになつてゐるやうであります。そのことも大体九月十月ごろには私はわかると思ひますが、もしこの実態調査によつて、地方の自治体のいろいろな冗費その他の原因となるやうなものもわかるでございませう。また事実あるでございませう。しかし先ほどから私が申し上げましたやうなことに、大体大臣も反対がなかつたやうであります、これらを総合して、一体いつごろほんとうに地方財政の立て直しを政府としては実行に移すといふか、計画を立て得る段階に至るかどうか、この点を一つこの際はつきりしておいていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 地方財政の立て直しについては、直接監督官庁である自

治庁で時期的にも御考慮になると思ひます。むろん早いほどいいのでありますが、財政的にいへば、どうしても三十一年度以降にならざるを得ないと考へております。

○門司委員 三十一年度以降になるということになると、三十年度までは赤字が出るという計算に一応われわれはしておかなければならぬ。だから、三十年度までの赤字の問題も考へなければならぬと思ひますが、これは二十八年度までの赤字の処置をしようというのが今問題になっているようですが、二十九年度、三十年度の赤字についても政府は何か特別の処置をお考へになるお氣持がございますか。

○川島國務大臣 二十九年度に出ると想定されます赤字——三十年度はどうなりますか、かりに赤字が出るというしまして、それをどう処置するかということは、今御審議願つておる再建促進法案は二十八年度の赤字を基礎にして二十九年度の計画を立てるのであります。つまり、やはりこれは若干時期をずらすような改正をしまして、また御審議を願わなければならぬのじゃないか、こう考へております。とりあへず今日のところは二十八年度に出た赤字を基礎にした二百億でやりまして、二十九年度に赤字が出ますれば、それは別に考慮しようということをお考へはどうか御答申上げました。さらに三十年度につきまして、同じような御答申を申し上げるわけでありまして。

○北山委員 私と同じような考へを持つてですが、先ほど来給与の実態調査というのを言つておられる。この実態調査は八月ないし九月ごろにできるというのですから、もう間もない話であります。

あります。従つて一体今どこでその作業をやつておるか。また今までできた調査の中間的な報告をやはりいたしたいと思ふのです。これは今大蔵省及び自治庁あるいは行政管理局等で調査をやつておると思ふのですが、どこで、どの程度に調査が進行しているか。なおすみやかにこの委員会に中間的な報告をしていただきたい。そうでなければ、この大事な問題が、すべて実態調査の結果を待つてということでは、まことに不安定な状態であつたわけはこの事柄を審議しなければならぬものから、この調査の中間発表をお願いしたい。最終的な結論は八月ないし九月として、すでに今までわかつてい

る範囲において一つ発表していただきたい。これをお願いしておきます。

○川島國務大臣 国家公務員、地方公務員全般に対して調査を統計局で今やつておるのであります。統計局の報告によりまして秋までには集計的な報告が出るかと私は聞いておるのであります。中間報告ができる程度になつておるかどうかということ、統計局に聞き合せて御返事いたします。

○北山委員 それでは統計局の責任者にこの委員会に来ていただいて、一体どの程度にその調査が進んでおるか。あるいは中間的な資料がわかるならば、いたしたい。統計局を委員会に呼ぶことを取り計らいをお願いいたします。それからもう時間もございませうが、なお最近新聞等で拝見しますと、今年度の資金運用の計画をさらに作り直すというふうな話があるわけですが、これはどういふふうな内容であるか、あるいは地方債等についても計画の変更をするのであるか、そこらの關係を

ここで話を願ひたい。

○阪田政府委員 御指摘のような新聞記事が先般ちよつと出ておりましたのは私も拝見しておりますが、ただいまのところ大蔵省といたしましては、現在きまつております資金の運用計画、実行計画を立てるか、この上改訂するかという考へは持つておりません。○鈴木(直)委員 先ほどお願い申し上げるのを忘れたんですが、この再建促進法案の中に政令によりということが相違なくござります。大体政令の要綱ができておると思ひますから、政令の要綱を至急配付しておいていただきたい、こういうことをお願いいたしておきます。

○北山委員 そうすると、新聞に発表になつておるのはあれは全然根拠がない、ことしの地方債その他資金運用の計画については変更がない、する考へはない、こういうふうに了承していかんと思ふのですが、それでよろしゅうございませうか。

○阪田政府委員 先ほどちよつと言ひ落したんですが、実は資金計画の方は資金運用部資金運用審議会の方で決定した当初の計画がござりますが、これは先般の国会で予算の修正に伴ひまして運用計画にも修正がございましたからこれは修正する、これからその手続をいたすことになつております。それを除きましては、資金運用計画というものを実行上直すというふうな考へは、現在全く持つていないわけでありまして。

要とするということに対して、鈴木委員から、それは公債債借に困る、国家資金でなければいかぬということを言われたのに対して、それに対する大蔵大臣の答弁がなかつたこと、それから考慮するといふこの時期は年内なのか、あるいは来年年度にさういふ考慮をされるのか、この点の時期がはっきりしていかつた。これはきわめて本案の審議に重要だと思ひますから、その点を一つ両大臣から明らかにしていただきたいと思ひます。

○川島國務大臣 ただいまの委員長の御発言は、二十九年度に出る赤字をどう処理するかということであると思ひます。百二十億の赤字が出ることは推定されまして、それは先般報告をしてあるのですが、とにかく現在御審議を願つております二百億の赤字債でスタートをいたしまして、各地方団体の希望などだんだん聞いておるのであります。二百億でも足りない場合には、さらにこれに対して資金措置をしなければ、この法案を作りました目的が達成しないのだから、当然資金措置が要るのだ、こういうことを申し上げたのであります。果して幾ら要るかというところは、そのときにぶつからぬとわかりません。しかもそれは大体今年の年度末になるのじゃないか。先ほど財政部長から申し上げました通り、この法案が成立いたしましたも、各地方団体ともそれぞれ準備がおりますし、議会と長との話し合ひもいたしまして、十月以前のスタートは困難であります。十月から始めまして順次再建団体の検討をしているのでありますから、どうしても二月にかかるといふものがある、それは二十九年度の赤字はつきりい

たしますし、なお再建整備をやるという団体の方もつきりいたしますから、それはそのときにあらためて財政当局と相談をして資金措置をしよう、こういうことを申し上げたわけでありまして。

○大矢委員長 鈴木委員から公債債借に困る、国家資金でなければいかぬというのに対して、どうするといふ御答弁がなかつたといふことですが、……

○川島國務大臣 私が公債債借とはつきり割り切つた申し上げ方をしたのは、現在の政府の投融資計画では整理資金はないものでありますから、さういふことを申し上げたのであります。むろん自治庁の立場におきましては、政府資金を希望いたしますのでありますけれども、それはそのときの財政事情にもよるのでありますからして、おそらく大蔵大臣といたしましては、つきり政府資金でということとは断言できないのではないと思ひます。私の希望を言へば、自治庁長官としては政府資金を希望いたしますけれども、政府全体といたしましては何とも申し上げかねるという段階ではないかと思ふ。

○大矢委員長 自治庁の想像だけでなく、大蔵大臣自身からお考へ願ひたい。

○一萬田國務大臣 大体今自治庁長官のお話を裏づけるだけです。御了承願ひたい。

○大矢委員長 それではこの質疑は本日この程度にいたしまして、来たる十二日午前十時半から地方自治法の一部を改正する法律案並びに關係法案あるいは地方財政再建促進特別措置法案について、参考人から意見を聴取することにいたします。

本日はこれをもって散會いたします。

午後四時五分散會